

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 渡邊 剛
【住所又は本店所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年9月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジオネクスト
証券コード	3777
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド方
事務上の連絡先及び担当者名	〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 山本真裕
電話番号	03-6888-1000

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年8月12日

訂正箇所	平成28年8月19日に提出いたしました大量保有報告書について、以下に説明するとおり、報告義務が発生する事項がございましたので、取り下げを行います。 提出者とGCM LTD.は、平成28年5月11日付で提出者の保有する発行会社の株式10,000,000株を目的とする、発行会社の新株予約権証券100個を、1株当たり15円で売却する売買契約を締結しました。しかし、提出者から、提出者代理人に対し、平成28年6月14日付で発行会社から上記新株予約権に係る譲渡不承認の通知を受けた旨の連絡がありました。その際、当該通知の受領を受けての上記売買契約の帰趨について提出者と提出者代理人との間で連絡の齟齬があり、実際には売買契約自体は解除されていなかったにもかかわらず、平成28年6月14日付で売買契約が解除されたものとして、平成28年6月21日付大量保有報告書を提出しました。しかし、提出者から、提出者代理人に対し、平成28年8月12日付で上記売買契約を変更する変更契約（譲渡対象の新株予約権を100個から33個に縮減）が締結された旨の連絡があり、平成28年6月14日付の譲渡不承認通知の段階では、上記売買契約の解除の事実はなかったことが判明しました。そのため、平成28年6月21日付大量保有報告書を取り下げる平成28年8月19日付訂正報告書を提出するとともに、新株予約権67個の提出者への復帰を前提とする同日付大量保有報告書を提出しました。しかし、その後提出者と提出者代理人との連絡の中で、当該変更契約は、新株予約権33個をGCM LTD.に譲渡するためのものではなく、新株予約権自体は提出者に帰属させたまま、当該新株予約権33個の経済的便益のみをGCM LTD.に移転することを目的とするものであって、GCM LTD.への譲渡に係る譲渡承認を発行会社から得る予定もないものであることが判明しました。したがって、現状では新株予約権は全て提出者に帰属していることから、平成28年8月19日付大量保有報告書の記載には誤りがあることが判明しました。提出者代理人が上記事実関係を法的に整理して検討した結果、①平成28年6月14日付の譲渡不承認通知により、上記売買契約は解除されていないものの上記売買契約に基づく新株予約権引渡請求権が履行不能により消滅し、提出者の株券保有割合が10,000,000株分増加した旨の大量保有報告書を提出すべきであり、②平成28年8月19日付訂正報告書及び同日付大量保有報告書については、平成28年8月12日まで引渡請求権が有効に存続していたものであることを前提とした内容であり平成28年6月14日付で新株予約権引渡請求権が履行不能により消滅したとする①の整理と整合しないことから取り下げが必要であり、③平成28年8月12日付変更契約については、当事者間で新株予約権自体を譲渡する意思ではない契約であるものの重要な契約の変更として変更報告書の提出が必要との結論に至りました。よって、平成28年8月19日付大量保有報告書を取り下げるため、本訂正報告書を提出するものであります。
------	--